

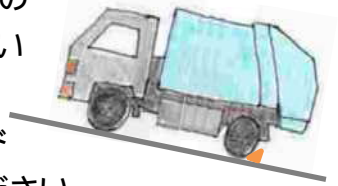
産業廃棄物処理業での労働災害を防ごう

令和元年・令和2年に産業廃棄物処理業・その他の廃棄物処理業で発生した死亡災害について

令和元年・令和2年に神奈川県内の産業廃棄物・その他の廃棄物処理業者で死亡災害は7件(暫定値)発生しています(特に令和2年8月、9月、10月、11月と連続して発生しています)。そのうち、ごみ収集車が関係する災害が4件(うち1件は坂道で止めていたごみ収集車が逸走したもの)あり、施設内で発生した墜落災害が2件、工場内の機械による災害・熱中症・トレーラーの交通事故がそれぞれ1件発生しています(詳細は裏面参照)。今後、同種災害防止のため、以下の点にご留意いただき、再発防止に努めていただきますようお願いいたします。

1 傾斜のある場所(坂道)でのごみ収集車等車両の逸走を防止するための措置について

傾斜のある場所で止めていた車両が、(サイドブレーキはかけていたものの、)逸走して死亡災害に至った事例が製造業など他の業種でも発生しています(裏面5の災害と令和2年11月に製造業、令和3年1月に商業で1件ずつ発生)。たとえ緩やかであっても傾斜のある場所で車を止めておく場合は、サイドブレーキをしっかりかけることはもとより、輪止めの使用を徹底してください。



(交通の方法に関する教則(国家公安委員会告示)第5章第8節10ウを参照願います。)

2 機械式ごみ収集車のホッパー内に身体の一部が入ることによる災害を防ぐための措置について(「昭和62年2月13日付基発第60号機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」を参照願います。)

(1)まず、作動中のホッパー内に身体を入れないことが重要です。それとともに、機械式収集車の積込作動方式について、以下3方式のいずれかの方式をとるようにしてください。

1 サイクル停止方式であること。

回転板一たん停止方式であること。

光電管等を用いた危険防止機能(回転板の作動中に身体の一部がその回転板に巻き込まれるおそれのある危険限界内に入ると、光電管等により検知して、その回転板が直ちに自動停止するもの)を有する方式であること。



なお、前記要綱に示した緊急停止装置を設置し、かつ、教育を受けた場合、あるいは、の場合以外では絶対に連続方式で作業しないでください。

(2)テールゲートの下降による労働災害を防止するため次の点に留意願います。

テールゲート上昇中又は下降中は、テールゲートに近寄らない。

上昇したテールゲートの下には入らない。やむをえず入るときは、安全棒等を使用する。

テールゲートを上げ、その下に入るときは、(安全棒等を使用するとともに)運転席においてテールゲートを降下させるための操作が行われても、テールゲートが降下しないようインターロック装置などを使用する。

3 機械の掃除や修理などの作業を行う場合の機械運転停止について

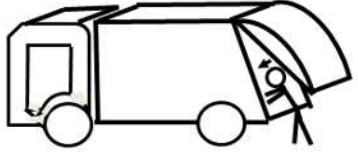
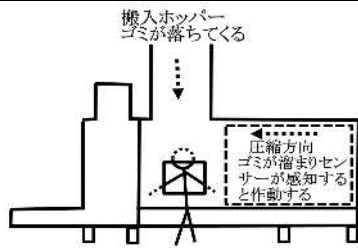
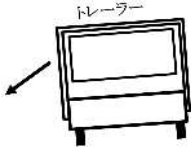

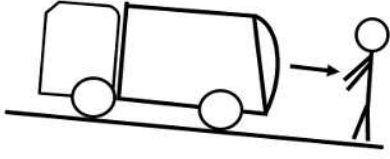
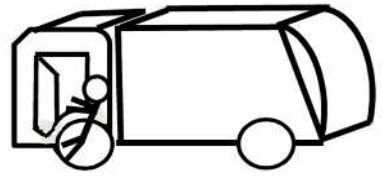
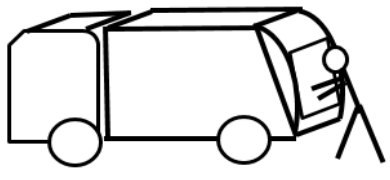
機械の掃除・給油・検査・修理又は調整の作業を行う場合は機械運転停止を徹底していただきますようお願いいたします。(他の者が機械を動かさないよう起動装置に鍵をかけるなどの措置も必要です。)

平成30年には墜落・転落による死亡災害が2件発生しておりますので、墜落転落の危険がある場所には近づかない。危険個所には手すりや覆いなど設ける。手すりや覆いが有効な状態で保持されているか点検する。などの点にも留意願います。



令和元年・令和2年 死亡災害の概要

(神奈川県労働局内の産業廃棄物処理業・その他の廃棄物処理業に係る死亡災害)

番号	発生年月 発生時刻	業種 労働者数 職種 年齢 性別	起因物	発生概要	概要図
			事故の型	災害防止のポイント	
1	2年11月 7時頃	産業廃棄物処理業 30人～49人 作業員 70代 男	トラック	工場内において、パッカー車から廃棄物（段ボール）を排出後、上げていたテールゲート（圧縮機構内蔵）を運転席で操作して下降中、排出された物を寄せ集めていた作業員が、下降が一時停止した間に同車に接近したとき、動き出したテールゲートと荷箱後端の間にはさまれたもの。	
			はさまれ、巻き込まれ	車両に近づく場合には、運転席を確認し、声掛けを行うよう徹底する。操作開始（再開）時に、他者の接近を確認するとともに、開始の合図する（他者に開始を知らせる）。下降しないよう安全棒・インターロック装置を使用する。	
2	2年10月 10時頃	その他の廃棄物処理業 30人～49人 作業員 70代 男	その他の一般動力機械	プラスチックの自動横型圧縮梱包機の運転係である被災者が、点検口から上半身を入れセンサーを点検中、圧縮機構が作動し、機械にはさまれ死亡したもの。	
			はさまれ、巻き込まれ	機械の点検・掃除などを行う場合は機械運転を停止するとともに、スイッチに鍵をかける・停止の表示をする。	
3	2年9月 3時頃	その他の廃棄物処理業 10人～29人 運転者 40代 男	トラック	発電所に燃料となる木質チップを運ぶため、トレーラーを運転中にガードレールに接触し、車両が横転して、運転者が死亡したもの。	
			交通事故（道路）	「交通労働災害防止のためのガイドライン」を徹底する。	
4	2年8月 9時頃	産業廃棄物処理業 10人～29人 運転者 50代 男	高温・低温環境	焼却炉3階ステージにおいて、作業を行っていたところ、一時的に1人作業となっていた被災者が熱中症で倒れ、死亡したもの。	
			高温・低温の物との接触	作業環境管理 作業管理 健康管理 労働衛生教育 異常時の措置に留意する。	
5	2年6月 9時頃	その他の廃棄物処理業 10人～29人 運転者 50代 男	トラック	一人で機械式ごみ収集車による作業中、収集のため坂道に停車させていた無人のごみ収集車が坂道（傾斜3度）を約70メートル後退し、被災者がひかれたもの。	
			交通事故（道路）	運転者が運転席を離れる場合は エンジンを停止する。（坂道では）輪止めをする。	
6	元年11月 11時頃	その他の廃棄物処理業 1人～9人 収集作業員 70代 男	トラック	巡回収集中のごみ収集車が、次のごみ集積場所へ向かうため、右にハンドルを切って発車したところ、助手席のドアが開き、同乗していた収集作業員が道路に落ちて頭を打ったもの。	
			交通事故（道路）	走行中は、ドアが開かないようしっかりとドアを閉じる。シートベルトを着用する。	
7	元年10月 11時頃	産業廃棄物処理業 10人～29人 運転者 60代 男	トラック	マンションのごみ集積場所付近の路上にごみ収集車を停めて、テールゲートの回転板を連続運転させながら、プラスチックごみの回収作業を実施していたところ、テールゲートのホッパー内に身体の一部が入り込み、頭部から回転板に巻き込まれ、死亡したもの。	
			はさまれ・巻き込まれ	回転板が連続運転しているテールゲートの危険範囲に身体の一部が入り込まないようにする。有効な安全装置を装備する。	

わかりやすいように修正している場合がありますので、実際の災害とは若干異なる場合がありますことをご承知おきください。